

カトリック南山教会納骨堂管理・運営規定（抜粋）

（総 則）

第 1 条 カトリック南山教会(以下南山教会)は、その敷地内にカトリック南山教会納骨堂（以下「納骨堂」）を設置し、その管理・運営並びに使用については、この規定の定めるところによる。

（設置の目的）

第 6 条 納骨堂は、原則として南山教会信徒及びその関係物故者の御遺骨の収蔵並びに追悼（慰霊）の祈禱のための施設として設置する。但し、主任司祭が認める場合はその限りではない。

2. 納骨堂における御遺骨の収蔵並びに追悼（慰霊）のための祭儀は、すべてカトリック教会の典礼によるものとする。
3. 御遺骨の収蔵は、焼骨のみとする。

第 7 条 前条第 1 項の御遺骨の収蔵は、カトリック信徒のものとするが、家族の場合は、信徒でない者であってもよいものとする。

2. 収蔵できる御遺骨は契約者の直系親族及び、傍系 3 親等までの縁戚者とする。

（納骨壇の永代祈禱権）

第 8 条 納骨壇の永代祈禱権は、第 13 条第 1 項に定める永代祈禱料の全額の納入を受けた時、「カトリック南山教会納骨堂永代祈禱権証書」（以下祈禱権証書）を発行する事により生ずる。

2. 祈禱権証書は、納骨壇の永代祈禱権を表示する「権利証」に相当するものとする。

第 9 条 祈禱権証書による祈禱権は、永代期限を 40 年とする。

2. 永代祈禱権の継承順位は、民法第 897 条の規定によるものとする。
3. 永代祈禱権者が死亡、その他の理由で名義を変更する場合、継承者はその理由書を添えて、南山教会に名義変更の手続きを行わなければならない。

第 10 条 永代祈禱権者の本籍、住所、氏名等に変更があった場合は、南山教会に記載事項変更の手続きを行わなければならない。

第 11 条 納骨壇の永代祈禱権は、祈禱権者相互の話し合いによる譲渡及び交換はできないものとする。

（御遺骨の収蔵及び納骨について）

第 15 条 御遺骨収蔵の際は、希望の日時を主任司祭に申し出て、司祭司式のもとにカトリック典礼で行い、御遺骨を当該納骨壇に収蔵する。

2. 納骨に際しては、管理委員会に埋葬許可書を提出し、教会がこれを保管する。
3. 御遺骨収蔵に際しては、当該納骨壇に家族名、納骨者の氏名・洗礼名・出生年月日・帰天年月日を所定の銘板に刻印できるものとする。
4. 納骨壇に収蔵する骨壺は直径 12.5cm・高さ 14cm までとする。なお、希望者には規定の骨壺を有償にて譲渡する。

（墓参）

第 16 条 納骨堂への墓参は、原則として午前 9 時から午後 5 時までとする。

2. 墓参に際しては、墓参カードを持参しなければならない。
3. 納骨堂内では、一切の火気の使用を禁ずる。
4. 納骨壇には所定の銘板以外の添付を禁ずる。
5. 献花は所定の場所以外は禁ずる。

（永代祈禱権の改廃）

第 19 条 永代祈禱権が 40 年経過後は、当該納骨壇は閉鎖され、当該納骨壇は返還されなければならない。ただし、納骨壇に収蔵されていた御遺骨は共同納骨所にて永久に収蔵され、南山教会で引き続き追悼（慰霊）の祈禱が行われる。

2. 永代祈禱権者は希望に応じて南山教会と再契約し、永代祈禱権を更新できるものとする。なお、その際は、第 9 条及び第 13 条の規定が準用される。

第 20 条 次のような行為があった場合は、納骨壇の永代祈禱権は消滅するものとする。なお、この場合は、第 12 条の規定に基づき処理するものとする。

1. 納骨壇を御遺骨の収蔵以外に使用した場合。
2. 納骨壇を他に譲渡、転貸した場合。
3. 管理委員会の指示に反した場合。
4. 本規定に反した場合。

付 則

この規定は 2013 年 2 月 3 日から施行する。